

健康口座取引規定

1. (健康口座取引)

- (1) 健康口座取引（以下、「本取引」といいます。）とは、普通預金取引（別途「普通預金規定」および「共通規定」に定める普通預金取引をいいます。）に下記【各種制約事項】を付加した取引をいいます。
- (2) 健康口座を開設されたお客さまは、株式会社メディカルファイナンステクノロジーズ（以下、「MFT社」といいます。）が提供する「健康口座」会員サービスへのご加入が必須です。「健康口座」会員サービスのご利用にあたっては、別途、MFT社所定のお手続きが必要です。
- (3) 本取引の開始時は、お客さまからのお申し込み（当金庫所定の書面を提出していただきます）を当金庫が受付し、所定の手続きを完了した時点とします。

2. (口座情報の連携)

MFT社による「健康口座」会員サービス運営のため、当金庫からMFT社へ健康口座の店名、口座番号、残高情報、届出の氏名、住所、生年月日、電話番号を連携し、MFT社ならびに当金庫の責任のもとこれを管理します。なお、本取引以外の目的には利用しません。

3. (ATMによる入金)

ATMを使用して入金するときは、ATMに通帳と現金を挿入して操作してください。

4. (届出事項の変更等)

氏名、住所、電話番号、その他届出事項に変更がある場合、もしくは健康口座をご解約の場合は、当金庫とともにMFT社へ届け出てください。届出遅延により生じた不利益はお客さまのご負担となります。なお、健康口座をご解約の場合は、MFT社が提供する「健康口座」会員サービスの契約は終了します。

5. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、「普通預金規定」のほか、「通帳盗難等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約」により取り扱います。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

【各種制約事項】

1. 健康口座の開設にあたっては以下の制約があります。

- (1) 健康口座は、当金庫所定の方法で申し込み、当金庫が承認した場合に開設できます。
- (2) 健康口座をお申し込みいただけるお客さまは、当金庫所定の地域内に居住または勤務する個人のお客さまに限ります。
- (3) 健康口座の開設には、10万円以上の預け入れが必要です。

(4) 健康口座は、おひとりさま1口座とします。

2. 健康口座のご利用にあたっては、以下のとおり取引上の制約があります。

(1) キャッシュカードの発行はできません。

(2) 健康口座での総合口座取引はご利用できません。

(3) 健康口座から自動支払いをすることができる各種料金等は、MFT社を委託者とした当金庫指定のものに限ります。

(4) ATMを使用して健康口座からの預金払戻しをすることはできません。

(5) ATM、だいしんWEBバンキングを使用して健康口座から他の預金口座への振込・振替はできません（振込予約・振替予約をされた場合も、振込・振替はできません）。

(6) 本取引の開始には、健康口座と同一お客さま番号（CIF番号）の共通印鑑届による普通預金口座取引のご契約が必要です。

【反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意】

私（本預金口座の名義人）は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金口座が解約されても異議を申しません。なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴金庫に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任といたします。また、これにより貴金庫に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いいたします。

① 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴金庫の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

（大垣西濃信用金庫 2021年12月10日 現在）